

## 【修正内容】

### 立候補届出事務説明会資料「候補者の手引」

15 頁

(誤)

#### (1) 規格、数量

① ポスターの大きさ

長さ 42 cm、幅 30 cm (概ねタブロイド型) 以内のもの。

② 揭示できるポスターの数

101 枚 (ポスター掲示場の設置総数と同数)

(正)

#### (1) 規格、数量

① ポスターの大きさ

長さ 42 cm、幅 40 cm 以内のもの。

② 揭示できるポスターの数

101 枚 (ポスター掲示場の設置総数と同数)

21 頁

(誤)

選挙運動用 ポスター	101 枚 ※ポスター掲示場 1 か 所につき 1 枚	42 cm × 32 cm 以内	・掲示責任者及び印刷者の住所、氏 名 (印刷者が法人の場合はその所 在地と法人名) を記載しなければ ならない。	法 143①-5 法 144④ 法 144⑤ 法 144 の 2 ⑧
---------------	-----------------------------------	---------------------	---	--

(正)

選挙運動用 ポスター	101 枚 ※ポスター掲示場 1 か 所につき 1 枚	42 cm × 40 cm 以内	・掲示責任者及び印刷者の住所、氏 名 (印刷者が法人の場合はその所 在地と法人名) を記載しなければ ならない。	法 143①-5 法 144④ 法 144⑤ 法 144 の 2 ⑧
---------------	-----------------------------------	---------------------	---	--

## 26頁

### (誤)

選挙運動用ポス ター <sup>(法第144条の2第8 項)</sup>	・・・一部抜粋・・・ 2 規 格 長さ 42cm×幅 <u>30cm以内 (概ねタブロイド型)</u>
---	---

### (正)

選挙運動用ポス ター <sup>(法第144条の2第8 項)</sup>	・・・一部抜粋・・・ 2 規 格 長さ 42cm×幅 <u>40cm以内</u>
---	--

※公職選挙法が一部改正され、令和8年1月1日施行によるものです。